

# 第6期雄武町総合計画後期基本計画 策定審議会第2回産業建設・環境部会 議事録

【日 時】 令和4年10月14日（金） 13:30～15:10

【場 所】 雄武町役場別館 中会議室

【出席者】 浜口 隆 部会長 久保 毅剛 部会長代理  
山崎 宏之 部会員 渡邊 孝司 部会員 川口 雅英 部会員  
河島 仁 部会員 松本 亜也 部会員  
（欠席者）中橋 秀紀 部会員 菊地 雄介 部会員 古山 貴弘 部会員  
（ 町 ）事務局～横田財務企画課長 渡部財務企画課長補佐  
櫛山企画調整係長 本村企画調整係

【会議次第】

- 1 開会
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事  
(1) 第6期雄武町総合計画前期基本計画推進状況報告書について
- 4 その他
- 5 閉会

【配付資料】 ・基本施策別担当専門部会一覧

【議事録】

- 1 開会（開会時刻：午後1時30分）～ 財務企画課長

## 2 部会長あいさつ

「皆様、大変お忙しい中、おつかれさまです。本日は第2回専門部会ということで、昨日に引き続きまして、前期の基本計画の推進状況について、意見交換を行うこととしております。連日で大変お疲れとは存じますが、皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。」

(以後、浜口部会長が司会を進行)

## 3 議事

### (1) 第6期雄武町総合計画前期基本計画推進状況報告書について

事前配付した「第6期雄武町総合計画前期基本計画推進状況報告書」について、基本施策ごとに事務局において読み上げ。

【基本施策 13 環境の保全 (48頁～52頁)】

(部 会 員) 雄武町の一般廃棄物は年間どのくらい排出されているのか。

(事 務 局) 令和3年度実績として、生ごみが262.7t、資源ごみが278.1t、可燃ごみが382.6t、不燃ごみが421.3t。生ごみのみ令和2年度と比べ増加している。

(部 会 員) 最終処分場の埋立は、あと何十年もつのか。

(事 務 局) 令和4年度から年間120tを紋別市の「西紋別地区広域ごみ処理センター」へ搬出することとなり、このまま年間120tを搬出することを継続した場合、令和58年で埋立場が満杯になる試算となっている。

(部 会 員) 毎年1,000t以上の量のごみが排出されているが、最終処分場は令和58年までもつということなのか。

(事 務 局) 生ごみはおうむアグリファームに設置しているコンポスト(堆肥を作る機械)に入るため最終処分場には行かず、資源ごみは売却しているため、可燃ごみと不燃ごみが対象となる。また、可燃ごみのうち120tは紋別(西紋別地区広域ごみ処理センター)へ持っていくため、令和58年という試算となっている。また、燃やせないごみの中にリサイクル可能なプラスチックごみが多数混じっており、担当部署においてリサイクル率を高める取組の検討を実施している。燃やせないごみが削減できれば、埋立場も令和58年で満杯となるものが令和60年、62年と延びていくことになると思料する。

(部 会 員) 雄武町に来て、ごみの分別の多さにびっくりした。町民の方々も分別方法に悩

んでいる方が多い。紙のシールがこびりついているプラスチックごみは、何ごみになるのか判断がつかない。町民には「とりあえず黄色い袋（燃やせないごみ）に入れておけば大丈夫だよ」と言われる。【プラスチックごみで支障ない旨事務局からの回答を受けて】その辺りを周知していただけると、良いかと思う。また、ホタテの貝殻やカニの甲羅が確か4月から分別が変わったというのも、住民から聞いたからよかったが、町からの告知もあったと思うが、発信力に乏しいと感じる。

(事務局) 町広報紙へのチラシ折込や町公式 Twitter にてお知らせはした。ホタテの貝殻については、紋別市において可燃ごみとして処理しており、可燃ごみを広域ごみ処理センターへ搬出する都合上、分別方法を変更した。広域ごみ処理センターへの搬出については、当初、不燃ごみを対象とする予定だったが、不燃ごみ内のプラスチックを分別する時間が非常にかかることから、協議し直した経緯がある。

(部会員) シールの件もそうだが、分別に悩みそうなごみベスト5のようなものについては、各ごみステーションに掲示してもいいのではないか。何回も見て学習していくことができ、ごみが減っていくと思われる。

(事務局) ごみステーションは地域の管理であるが、町として啓発するのも一つの手かもしれない。

(部会員) 「困ったら黄色い袋（燃やせないごみ）」ということが町民の頭にあるため、問題提起する形で、ごみステーションに掲示して啓発できたらいいと思う。

(部会員) 田舎であっても都会と同じようにエコの時代、環境に配慮して意識を高めていかなければいけない時代であるということを、強烈に町民に何らかの形で示し、強く意識づけさせていくことが必要。

(部会員) 最終処分場の埋立場に係る試算について、今の人口をもとに試算されたのか。それとも、人口減少を視野に入れて試算されたものなのか。

(事務局) 埋立場については測量も実施した上で、容積や年間排出量等を考慮して試算しているため、(人口についても) シビアに試算している。

(部会員) 合葬墓について、令和2年度に完成して数年経っているが、今のところ何柱くらい埋葬されているのか。

(事務局) 令和3年度から供用を開始し、令和3年度の実績で56体、生前予約が今のところ13件である。合葬墓は焼骨1,000体分の収容が可能な容積である。

(部会員) その56体、56人の家族から、要望や感想は寄せられているか。

- (事務局) 合葬墓の建造については、町外に子どもたちがいても、自分が亡くなったらお墓を維持・管理できなくなるということで、元々要望が強かった。合葬墓が完成したことに関しては、相当数喜んでいらっしゃる。ただ、合葬墓には名前も表記しておらず、町として供養するようなこともないため、希望的には1年に1回は町で供養してほしいといったことや、せめて名前だけでも書いてほしいといった要望も、建造前からあった。ただ、現在合葬墓を利用されている方は、お墓を管理できないといった方たちであるため、建造したことに関しては多分喜んでいただいているのではないかと思料する。
- (部会員) 合葬墓を利用する際は、いくらか金額を支払っていると思うので、年に1度、お盆の時期などに、お坊さんにお経をあげてもらってもいいのではないかと。
- (事務局) おそらく様々な宗教・宗派の方が埋葬されているため、難しいかと思う。
- (部会員) 将来的なことを考えて埋葬してもらっている訳なので、仏教という大きい括りでいったら、そうそう文句は言われたいのではないかと気がする。
- (事務局) 名前は出さない、町として定期的な供養はしない、ということを経験しているのが合葬墓であるため、それらを説明して了解した人が利用、生前予約をしている。

#### 【基本施策14 交通体系の整備（53頁～55頁）】

- (部会員) 私の意見と真逆なのだが、なぜ除雪の満足度がこんなに低いのか。(平成28年度実績39.3%、令和3年度実績21.8%)
- (事務局) 基本施策指標の中で「満足度」とされているものは、平成28年度及び令和3年度に実施したまちづくりアンケートの結果を基にしているが、令和3年度の実施分については、軒並み極端に数値が下がっている。具体的な検証、分析はしていないが、1つの要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止しているなど、日本が不景気になっていることに対する町民の不安が数字に影響しているものだと思料する。実際に政策が足りなくて本当に満足度が下がっているというのも実際にはあると思うが、数値の落ち込み方が異常であるため、鵜呑みにはできないと思料する。
- (部会員) 年々除雪がきれいになっていっているため、個人的には満足度100%である。
- (部会員) 道道美深雄武線の拡幅について、未整備区間（雄武側から上幌内越峠までの上り区間）に関して何らかの情報は入ってきていないか。道道の除雪を地域の協同組合が受託しており、その構成員である弊社が除雪を実施している。元々道

路が狭く、雪が降れば簡単に道路に雪がどんどん溜まっていき、道路の幅が狭くなる。北海道に対して早く排雪するよう要望するが、予算の関係上簡単には排雪させてくれないためどんどん道幅が狭くなっていく。狭くなってくると、除雪車はスピードを上げないと雪が道路脇に上がっていかなくなるため、狭くなった所を除雪車が更にスピードを上げて除雪をする。非常に危険な負のスパイラルが起きている。道道美深雄武線を利用するのは雄武町民が最も多く、雄武町民同士の接触事故は絶対避けたいという思いもあるので、道道の整備については、安全の観点からも大至急整備をお願いしたい。

(事務局) 各種期成会へ要望しているところではあるが、現場関係者の意見として担当課へ伝えたい。

#### 【基本施策 15 上・下水道の整備（56頁～58頁）】

(部会員) 下水道の満足度も低い。沢木地区には下水道がない。あればいいなとは思っているが、雄武市街地は下水道になっているのにそれでも不満だということは、お金（下水道料金）のことなのか。

(事務局) おそらく、満足していないのは幌内地区や沢木地区の住民だと思料するが、合併浄化槽を設置する際は、北海道と町から補助金を出しており、また、設置後の管理費用についても助成を実施するなど負担軽減に努めている。住宅を建築する際の補助と併用できるため、市街地と各地区との差が出ないような支援を実施している。

(部会員) 合併浄化槽の設置について役場に相談したことがあり、設置を希望したが「予算枠の都合上すぐできないため、来年にしてほしい」と言われた。

(事務局) 北海道の補助枠として年間10基程度しかないため、例えば、申請が15件となって枠を超えた分も同じように補助する場合は、道補助金額分を町で負担しなければならない。予算の範囲内で補助することとなるため、早い者勝ちになってしまう。

(部会員) 例えば、住宅の補助とは別に浄化槽を設置したら、浄化槽だけで補助金がもらえるということか。

(事務局) そうである。以前、一緒の補助金にしてしまおうという検討があったが、住宅の補助金が上限200万円であるため、浄化槽の設置費用でその金額を飲み込んでしまい、結局住宅に補助できていないことになる。そういった補助制度にしまうと、雄武市街地と各地区に支援の差が生じて不満が出るのが予想

されたため、切り離して別々に補助している。

(部 会 員) 基本方針の『水質保全に努める』という関係で、雄武漁協において、毎年、幌内から御西まで川の水を水質検査しており、40年ほど継続している。何か異常値がでた場合は、町の方で相談に乗ってもらえるか。

(事 務 局) 異常値が検出された場合は、連絡をいただきたい。

【基本施策 16 住環境の整備（59頁～61頁）】

(部 会 員) 雄武町内に空き家が何軒あるか把握しているか。

(事 務 局) 数年前と今年、全ての空き家を調査してデータ化は完了している。100軒は超えている。

(部 会 員) 都市部と地方（雄武町）との違いで感じたのは、住宅が探せないこと。例えば本州の友人が「移住を考えている」と言ってきたも、家族で来るには薦められる住宅が全くないと思う。本州の田舎だと3万円で一軒家が借りられたりする。固定資産税を払うより、賃貸に回して人に住んでもらったほうが家は腐りにくいといったこともあるのだが、そういった家が近隣自治体含め見つからないのが衝撃的である。

(事 務 局) 一昨年、空き家の調査を実施し、居住可能な空き家、改修が必要な空き家などある程度洗い出しが終了したため、間に合えば今年度中に、空き家バンク制度を開始したい。しかしながら、居住可能な住宅は、既に買い手が決まっている状態で転出される場合がほとんどであるため、実際に空き家バンクに掲載する住宅は、改修しないと住めないような住宅が多くなるのではないかと思料する。

(部 会 員) 本州では「DIY もやっけていいから貸すよ」ということが多くなってきている。町長にもお伝えしたことがあるが、空き家については「住めなさそうな家ならあるよ」とおっしゃっていたが、「それでもいいので借りますよ」と伝えても「いやあ、無理でしょう」ということで話が終わってしまった。住めないような住宅とはDIYというレベルではないということなのか。

(事 務 局) 柱など躯体自体が歪んでいるなど、家の根本部分が厳しい住宅が多い印象。

(部 会 員) 買うではなく、借りるとするのは空き家バンクでは難しいのか。

(事 務 局) 他自治体の空き家バンクを見ても、賃貸・売買の両方がある場合があるため、所有者がどう考えるかによる。貸すとなると、所有者が町内に居住している場合は問題は少ないかと思うが、所有者が雄武町外から現地にきて業者等に修繕を依頼するといったことは難しいため、いっそのこと「手放したい」という方

が多いのではないかと思料する。

(部 会 員) 例えば、本州では不動産業者が管理していると思うが、雄武町には不動産屋がないため、役場が仲介するしかないということか。

(事 務 局) そうである。

(部 会 員) 役場が買い取って貸し出すといったことも厳しいのか。

(事 務 局) 今の段階ではそういった動きはない。

(部 会 員) どなたか不動産屋を開業していただきたいくらい、本当に住宅がない。

(事 務 局) 森林組合でも人を呼びたいけど住宅がないという話を聞いている。別の部会で話題になったのが、「空いている公営住宅に全戸住まわせることはできないのか」という話もあったが、公営住宅は、公営住宅法に基づき、原則、低所得者向けの住宅となっているため、要件に合致しないと住まわせられない。そういったところでもどかしい。

(部 会 員) 「移住者が欲しいけど家がない」という変な矛盾が生じてしまっている。

(事 務 局) 都会からの移住者は、公営住宅に住むというイメージを持たず、古くてもいいから一軒家を借りて生活したいという気持ちがあると思う。

(部 会 員) 「田舎に来たからにはやっぱり一軒家、できたら動物も飼いたい」と思う人が多いと思う。本州の友人は自分たちで壁も貼り直して床も作り直して住んでいる人たちがいるので DIY に対して抵抗はないのだが、そもそもの家について、問い合わせ先がない状態である。

(部 会 員) 町外の人と話す機会が多いが、雄武町に移住しようと思っても、まず出てくるのが住宅の問題。家を探したくても雄武町で移住の情報が一元化されていないため、大変な思いをするのであれば、移住を断念したり、別の町に移住したりすることになってしまう。移住者がいつでも来れるようなキャパシティをある程度確保しておくことと、「ここが空いているよ」「こういった手続きをすれば入れるよ」というような情報が一元化されたものを作ることが、何よりも一丁目一番地だと思う。町長が、空き家や移住に関するトータル的な仕組みを考えているというお話をされていたと思うのだが、凄く良いことだと思う。

(事 務 局) 空き家バンクとは別途、民間アパートの情報を一元化して掲載したく考えている。空き情報については直接所有者へ確認していただく必要はあるが、そういった形で移住者向け、多少なりとも不動産会社のような形で住宅が分かるようにしたく検討を進めている。

(部 会 員) 厳しい言い方になるかもしれないが、住む場所の情報発信の問題で、かなりの

数、移住の妨げになっている事実があると思う。実際に何件かそういった話を聞いている。

(事務局) 実際には民間のアパートはほとんど空いていないため、情報を掲載したとしても、そもそも空いていないという状況なので、なかなか移住といっても本当に住宅を探すのは大変なのだなと思う。

(部会員) 仕事は町の中に溢れており、働きたい人はいると思うが、住む場所がないと厳しい。様々な田舎の町を見てきたが、ここまで住む場所がない、家がすぐに借りられない町は初めてである。

(事務局) 不動産屋がないということで町も力を入れてこなかった分野である。ゼロだったところから、まず空き家バンクや、民間アパート情報を一元化して情報発信したい。移住に限らず、他の分野でも情報発信については本町は遅れている。全体的な底上げをしないと、全てがうまくいかないと思料する。

(部会員) 倒壊しそうな空き家、倒壊した物件が何軒もあるが、環境整備に関してはどういった形で進んでいるのか。

(事務局) 一昨年、空き家対策協議会を組織し、その中で空き家バンクの話も進めているが、倒壊のおそれのある建造物の除却を促進する補助金についても検討している最中である。

(部会員) 強風が吹いた際に周りに凄く迷惑をかけている状況が続いていると思う。除却をはじめとした環境整備は必要であり、早急に解決していかなければいけないと思う。きれいなまちづくりは大事である。

(部会員) 59頁の「良好な住空間の形成」の中で、『住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう』と書いてある。住宅を建てたい人は沢山いるが、二の足を踏んでいるのが実情である。木材等、物価が高騰しているため、昔と比べて住宅取得費用が倍になったと思う。私も若い頃に住宅を建てたが、今なら無理だと思う。

(事務局) 円滑に住宅を取得するための一つの支援として、最大200万円、子ども1人につき20万円加算し補助する「快適住まいづくり支援制度」を実施している。

(部会員) 認識している。多くの財源が必要な制度ではあるため、補助金額を1.5~2倍にしないと、若い人を採用したくても、家を建てられず職員が職員住宅から出ていけないため、採用できない状態である。どうかお願いしたい。

(事務局) 1人当たりの補助金額を多くすると年間で受けられる件数が減ってしまう。財政状況を考えると中々難しいと思うが、担当課には伝える。

(部会員) 民間賃貸住宅建設促進事業は延長されるのか。

- (事務局) 当初の予定どおり令和4年度で終了となる。
- (部会員) 民間賃貸住宅建設促進事業の予算を快適住まいづくり支援制度に使えることはできないか。難しいとは思いますが。
- (部会員) 基本施策指標の「町営住宅管理戸数」について、「達成」ではないのか。
- (事務局) (平成28年度実績の) 283戸を271戸(令和4年度)に減らす目標にしているため、未達成となる。住宅を建て替える際、昔の面積と異なるため、例えば12戸を壊して10戸を建てるというようなことになる。また、建築年数が経過した町営住宅について、公営住宅のままだと入居に制限がかかるため、用途廃止し町有住宅にして、誰でも入れるようにしていつている。そのため、町営住宅としての管理戸数としては減らすという目標になっている。近年、町営住宅の空きが増えてきているような印象がある。やはり、単身者世帯の住宅の需要が高いのではないかと思料する。
- (部会員) 単身で来たとしても、結婚しても家がないため他の町に行くしかないのではないか。
- (部会員) そうならないためにも住宅建設の補助金を倍にしたほうが良いと思う。

#### 4 その他

- 前回の専門部会において事務局から「新規就農に際して『年齢制限等は設けていない』といった規定が明記されているかどうか不明確」と発言したことについて、「雄武町新規就農者誘致に関する特別措置条例」の条文において『原則として経営責任者の年齢が概ね23歳以上40歳未満の者で配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有し、新たに農業経営を営む者』と明記されていたため、訂正を行った。
- 今後のスケジュールについて、3つの専門部会を開催したのち、後期基本計画の事務局案を10月中旬に完成させ、11月上旬に開催予定の審議会にて示す。また、11月中旬に再度専門部会を2回ほど開催し、後期基本計画案の審議を行うとともに、具体的に実施する事業について各担当所管課から説明を行う旨企画調整係長から補足。

#### 5 閉会（閉会時刻：午後3時10分）